

笠岡市住宅新築助成金

最大100万円助成



助成内容

- 建築費用（500万円以上）の1/10（最大70万円）
- 中学生以下の子どもがいる世帯（ファミリーシップにある子及び出産予定を含む）には、子ども一人につき10万円（最大30万円）の加算

助成対象者

次のすべての条件を満たしている人が助成対象者になります。

- ①住宅建築に係る工事契約日に年齢が満40歳以下の人
- ②令和3年1月1日から令和8年3月31日まで住宅建築に係る工事を契約し、当該住宅に係る建築確認証の交付を受けた日から90日以内にこの要綱による事業の認定申請を提出し、事業認定を受け、当該建物の登記を完了した日から90日以内かつ令和9年3月31日までに交付申請を提出し、交付決定を受けた者
- ③建築経費が500万円以上の人
- ④市税等の滞納がない人
- ⑤申請に係る住宅の建築確認証の交付を受ける日まで1年以上本市以外の住民基本台帳に登録され、市外に居住していた者で、本市に転入し、10年以上定住することを誓約する人
※新婚等世帯家賃助成金の対象となったアパートに1年以上居住し、現在まで住民票を異動させていない者も対象に含める。
- ⑥建物の持分を2分の1以上有している人
（配偶者又はパートナーとの持分との合計が2分の1以上有している人を含む）

【フラット35】をご利用の方へ

笠岡市は住宅金融支援機構と提携しています。

助成対象者でフラット35をご利用の方に対して、借入金利を当初10年間引き下げています。

詳しいお手続きは、住宅金融支援機構（フリーダイヤル：0120-0860-35）

または定住促進センターまでお問合せください。

ずっと固定金利の安心
【フラット35】



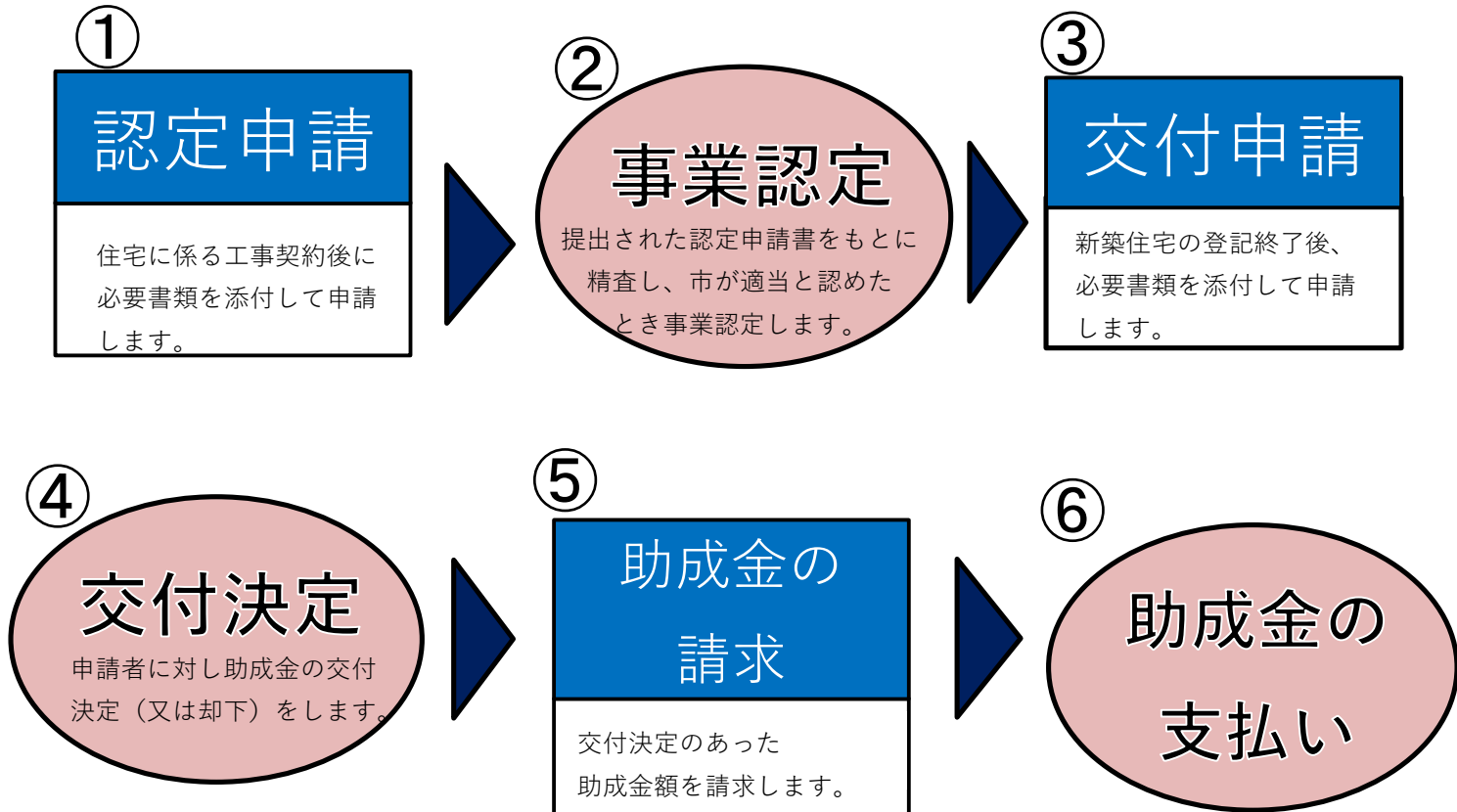
詳しくはQRコードへアクセス


詳しいお問合せは、
笠岡市定住促進センター
（笠岡市中央町1-1）

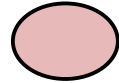
TEL:0865-69-2377
E-mail:teijyuu@city.kasaoka.okayama.jp
WEB「だから、笠岡で暮らしたい」(QRコードからアクセス)



助成金申請から支払いまでの流れ



 **申請者による
手続き**

 **市による
手続き**

※「認定申請」及び「交付申請」書類一式は、笠岡市定住促進センターでお受け取りいただけます。また、笠岡市ホームページからもダウンロードできます。

[笠岡市住宅新築助成金](#)

[検索](#)

笠岡市には安心して子育てしていただくための支援がたくさんあります！！

○**保育所（園）が充実**

休日保育・一時保育や病後児保育制度実施園があります。

○**放課後児童クラブの開設**

昼間、保護者が労働等のために家庭にいない小学生低学年対象に放課後や休日に学校の余裕教室などを活用して生活の場を提供します！市内15か所で開設しています。

○**子育て世代包括支援センター「ほっと★はぐ」**

妊娠期から子育て期まで切れ目なく保健師及び助産師等が支援します。

○**母子健康手帳アプリ 「kasaoka すくすくログ」**

予防接種等のスケジュールや成長の記録、子育て支援制度の検索ができます。

○**子ども医療費公費負担制度**

中学生までの医療費、高校生までの入院費を助成します。

○**子育て支援コンシェルジュ**

子育て経験豊富なコンシェルジュが、相談や情報提供を行います。

○**多世代同居等支援事業**

親子や孫が同居、近居するための費用を一部助成します。（最大15万円）

※住宅新築助成金と併用することはできません。